

国民生活の安心・安全のため
健全な電波利用社会の実現にご協力をお願いします。

無線設備の製造業者・輸入業者・販売業者の皆様へ 適正な無線設備の取扱いをお願いします。

無線設備を取扱う業者には、**基準不適合無線設備（我が国の技術基準に適合しない無線設備）の製造・輸入・販売を行わないよう努力義務※1が課されています。**

総務省では、努力義務の具体的な内容について「**技術基準不適合無線機器の流通抑止に係るガイドライン**」を作成・公表していますので、詳しくは、総務省電波利用HP（<http://www.tele.soumu.go.jp>）をご覧ください。

基準不適合設備を取扱っている場合、勧告・公表・命令※1の対象となります。

- 他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与える場合、混信等の除去のため、無線設備の販売中止や回収等の必要な措置について**勧告**することがあります。
- 勧告に従わない場合、企業名、基準不適合設備の商品名や勧告に従わなかった事実等を**公表**することがあります。
- 公表後も勧告された措置を行わず、適正な運用の確保が必要な無線局※2に妨害を与える場合、当該勧告にかかる措置を講ずるよう**命令**を行うことがあります。
- 令和2年度改正電波法※3により、**勧告及び命令制度の発動要件が緩和**されています。詳しい説明や改正の概要については、総務省電波利用HPをご覧ください。

命令に従わない場合、罰則※4の対象となります。

- 混信等の除去に係る**命令に従わない場合、罰金30万円以下の罰金**に処せられることがあります。

**健全な電波利用社会の実現に向け
適正な無線設備の取扱いにご協力お願いいたします。**

※1 電波法第102条の11

※2 電波法施行規則第51条の2

※3 令和2年4月24日公布、令和2年12月15日施行

※4 電波法第113条

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

総務省総合通信基盤局 監視管理室

TEL (03) 5253 - 5912 <http://www.tele.soumu.go.jp>

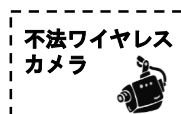
電波利用のルールを守りましょう！電波は限りある資源です！

- ◆ 電波は、国民共有の限りある資源です。電波は、通信、放送、科学など様々な分野で利用され、国民生活や経済活動に不可欠なものになっています。
- ◆ 不法無線局により、携帯電話がつながりにくくなる、航空用、防災用、放送業務用などの重要な無線局に混信その他の妨害を与えるなど、国民生活の安心・安全に重大な悪影響を及ぼす事例が多く発生しています。
- ◆ 電波法の基準を満たさない設備がインターネット販売等で流通し、一般消費者が重要な無線局に妨害を与えてしまう事例も発生しています。

航空用無線への妨害事例

平成31年2月、**航空用無線**に妨害が発生

→原因は、空港近くの建設現場で
使われていた**不法ワイヤレスカメラ**でした。



空港近辺の建設現場



空港統制センター

外国規格の無線機等は、日本で免許が受けられない場合があります。購入(仕入れ)・販売にあたっては十分注意して下さい。

- ◆ 外国規格無線機 (FRS/GMRS等) が、インターネット等で販売されています。この無線機を使用又は使用出来る状態にすることは、不法無線局を開設することになり、電波法違反となります。

FRS : Family Radio Service

GMRS: General Mobile Radio Service

- ◆ 技適マークがない無線機や改造された無線機は、電波法の技術基準を満たさないことがあるため、日本国内では無線局の免許が受けられない場合があります。

その無線機、付いていますか？ 技適マーク！

※技術基準適合証明には、この他のマークもありますので、ご注意下さい。

詳しくは総務省電波利用HPをご覧ください。 <http://www.tele.soumu.go.jp>



技術基準不適合無線機器の流通抑止に係るガイドラインに沿った無線設備の取扱いにご協力下さい。

- ◆ 無線設備を取扱う際には、技術基準に適合しているか確認し、出荷先や消費者に向けた分かり易い通知や表示をお願いします。
- ◆ 他の無線局に混信その他の妨害を与える可能性があるため、基準不適合設備は取扱わないで下さい。

➡ その他、守っていただきたい事項をガイドラインにて公表していますので、詳しくは総務省電波利用HPをご覧ください。



不法電波は罰せられます！

【不法開設】(電波法第110条)

■電波法では、無線局を開設する場合、電波法令で定める著しく微弱な電波を発射する無線設備や技適マークがある無線設備を除いて、総務大臣の免許や登録を受けなければなりません。総務大臣の免許や登録を受けずに無線局を開設した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

【重要無線通信妨害】(電波法第108条の2)

■警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられることがあります。